


相続税の申告業務報酬一覧表

 株式会社 創明コンサルティング・ブレイン
 SCB 公認会計士・税理士 宮崎 会計事務所
 (単位:円)

遺産総額 (概算相続税評価)	基本報酬	相続人加算		
		2人	3人	4人以上
50,000千円以下	250,000	25,000	50,000	75,000
60,000千円以下	350,000	35,000	70,000	105,000
70,000千円以下	400,000	40,000	80,000	120,000
80,000千円以下	450,000	45,000	90,000	135,000
100,000千円以下	500,000	50,000	100,000	150,000
150,000千円以下	650,000	65,000	130,000	195,000
200,000千円以下	800,000	80,000	160,000	240,000
250,000千円以下	1,000,000	100,000	200,000	300,000
300,000千円以下	1,200,000	120,000	240,000	360,000
400,000千円以下	1,500,000	150,000	300,000	450,000
500,000千円以下	1,800,000	180,000	360,000	540,000
遺産総額		500,000千円超については別途見積		

(注) 別途消費税がかかります。

【基本報酬及び相続人加算における業務内容】

- ・基本報酬・・・遺産・債務に関する通常必要な調査及び評価額計算及びこれに基づく財産目録の作成、中間報告、相続税の税務代理、相続税申告書及び添付書類の作成(税務調査対策用の税理士法第33条の2の添付書面作成含む)、所轄税務署への提出、相続税額シミュレーションを含めた3パターン遺産分割協議用資料作成、左記に係る分割アドバイス、遺産分割協議書の作成(作成がある場合)。
- ・相続人加算・・・相続人(受遺者含む)2名以上1名増えるごとに基本報酬×10%加算し、4人を上限とする。

【主な別途加算報酬】

- ・土地最初の1利用単位につき40,000円、2利用単位目より50,000円加算
- ・非上場株式 150,000円(会社規模によっては、別途見積)

お客様の要望により生じる上記以外の業務については別途ご案内

1 相続税評価ベースによる概算遺産総額

本契約締結前の受領資料・ヒアリング情報を元とし、土地については路線価等による概算相続税評価額、建物については概算相続税評価額による。非上場株式については簿価純資産価額とし、過去の生前贈与等については把握し得る限り加算する。また、生命保険・退職手当金等の非課税金額、小規模宅地特例、債務控除は考慮しない。